

令和6年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練会場設営等業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

「災害対策基本法」、「消防組織法」、「京都府地域防災計画」および「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき京都府内および近畿府県等の防災関係機関、関係団体等の参加のもとに合同で防災訓練を実施し、災害時における防災関係機関相互の連携を深め、広域的な応援体制の充実・強化を図るために、訓練に必要となる会場設営及び撤去等を委託するものである。

2 業務概要

- (1) 業務名：令和6年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練会場設営等業務
- (2) 業務内容：「令和6年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練会場設営等業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間：契約締結日から令和6年11月29日（金）まで
- (4) 実施場所
 - ア メイン会場：陸上自衛隊福知山訓練場
 - イ サブ会場①：陸上自衛隊長田野演習場
 - ウ サブ会場②：JR西日本吹田総合車両所福知山支所
 - エ 後方支援会場：三段池公園
 - オ 一般客駐車場：猪崎由良川河川敷
- (5) 委託上限額：54,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす企業、または複数の企業及び個人からなる共同企業体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から参加表明書の提出までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力

- 団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 過去5年以内に国、独立行政法人又は地方公共団体等から同種・同規模又は類似の事業を受託した実績を有すること。(契約書の写し及び実績を証明できる資料等を提出すること。)

4 参加手続

(1) 問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁1号館6階

令和6年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会事務局（京都府危機管理部執務室内）

電話：075-414-4472 FAX：075-414-4477

メールアドレス：saigaitaisaku@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：公募開始日～令和6年6月5日（水）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。9時から17時まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の事務局で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」
<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html> からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和6年6月5日（水）17時【必着】

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の9時～17時まで）又は郵送（書留郵便、レターパックなど到着確認できる手段に限る）及び電子メール

5 現場説明会

(1) 開催日時：令和6年5月21日（火）午後

(2) 開催場所：福知山市内

(3) 申込方法：現場説明会に参加を希望する者は、4（1）に参加を希望する旨を架電の上、参加申込書（様式任意：会社名、担当者名、連絡先、出席者名、車両情報（車種、ナンバー、色）等を記載）を作成し、電子メールにより提出すること。

(4) 説明会への申込期限：令和6年5月16日（木）17時まで

(5) 説明会の詳細な日程及び場所については、参加希望者に別途通知します。

6 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和6年5月23日（木）17時

(2) 質疑方法：電子メールにより、4（1）に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

- ア 件名は「令和6年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練会場設営等業務に関する質問」とすること。
- イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和6年5月28日（火）

(5) 回答方法：質問への回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」

(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) に掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

(1) 提出書類及び部数：別紙1「令和6年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練会場設営等業務企画提案応募提出書類一覧」のとおり。

(2) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙2「評価基準」のとおり

(2) 書面審査

応募者が多数の場合は、企画提案書及び価格提案書について書面審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングを行う者を選定する場合がある。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
なお、時間、場所については、別途通知する。

(4) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づき、有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(5) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(4)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イにかかわらず、総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が 2 (5) の委託上限額を超える場合

エ 実行委員会事務局が示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係る有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

10 契約手続

(1) 候補者に選定された者と実行委員会事務局との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。

(3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、実行委員会事務局から指示があった場合を除く。

(4) 参加表明書を提出した後、実行委員会事務局が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。

(5) 応募書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

(7) 参加者が 1 者の場合は、本プロポーザルを中止することや、再度プロポーザルを行うことがある。